

特別養子制度の見直しに関する中間試案

第1 養子となる者の年齢要件等の見直し

民法第817条の5の養子となる者の年齢について、次のいずれかの案
5 によるものとする（注1、2）。

【甲案】

(1) 民法第817条の2に規定する請求（特別養子縁組成立の審判の申立
て）の時（注3）に8歳未満の者は、養子となることができる。請求時
10 に13歳未満の者であって、8歳に達する前から引き続き養親となる者
に監護されているもの〔又は8歳に達するまでの間に同請求がされな
かったことについてやむを得ない事由（注4）があるもの〕についても同様
とする。

(2) 上記(1)にかかわらず、特別養子縁組成立の時において15歳に達して
いる者は、養子となることができない。

【乙案】

(1) 民法第817条の2に規定する請求（特別養子縁組成立の審判の申立
て）の時（注3）に13歳未満の者は、養子となることができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、特別養子縁組成立の時において15歳に達して
いる者は、養子となることができない。

【丙案】

(1) 民法第817条の2に規定する請求（特別養子縁組成立の審判の申立
て）の時に15歳未満の者は、養子となることができる。請求時に18
歳未満の者であって、15歳に達する前から引き続き養親となる者に監
護されているもの〔又は15歳に達するまでの間に同請求がされなかつ
たことについてやむを得ない事由（注4）があるもの〕についても同様
とする。

(2) 特別養子縁組成立の時において、養子となる者が15歳に達している
ときは、特別養子縁組の成立には、養子となる者の同意がなければなら
ない。

(注1) 養子となる者の年齢要件を上記のように引き上げる場合には、養親と養子との間
に一定の年齢差がなければならない旨の規律を設けることについても検討を要す
ると考えられる。

(注2) 本試案で提示している年齢のうち「8歳」と「13歳」は、各案の基本的な考え
方から導かれる一例にすぎない。したがって、具体的な年齢については、採用する
案の基本的な考え方を前提として、今後更に検討されることになる。

(注3) 後記第2・3において【甲案】を採用した場合には、同(1)アの審判を申し立てた
時。

(注4)「やむを得ない事由」がある場合の例としては、①きょうだいのうち年長者は上限年齢を超過しているが、年少者は上限年齢を超過していないという場合において、年少者について特別養子縁組をするときに、年長者についても共に特別養子縁組をすることが望ましい場合や、②実親が特別養子縁組の成立に同意するか否かについて明確な態度を示さなかったために、申立てに踏み切れずに子が上限年齢を超過してしまった場合、③子が上限年齢を超過した後で虐待を受けた場合や上限年齢を超過した後で以前に虐待を受けていたことが明らかになった場合等が考えられる。

このような例外を設けるべきかという点については、今後更に検討されるものと考えられる。

10

第2 特別養子縁組の成立に関する規律の見直し

1 児童相談所長の参加に係る方策

特別養子縁組の成立の審判手続に関し、以下のような規律を設けるものとする。

- (1) 児童相談所長は、特別養子縁組の成立の審判事件（家事事件手続法別表第一の六十三の項の事項についての審判事件）に参加することができる。
- (2) 家事事件手続法第42条第7項の規定は、児童相談所長が特別養子縁組の成立の審判事件に参加した場合について準用する。

2 実親の同意の撤回を制限する方策

民法第817条の6に規定する父母の同意について、以下の規律を設けるものとする。

(1) 特別養子縁組の成立の審判手続における同意

養子となる者の父母が、特別養子縁組成立の審判手続において、子の出生から2か月が経過した日以後に、家庭裁判所調査官による事実の調査を経た上で家庭裁判所に書面を提出することにより、又は審問期日において、当該縁組について同意をした場合には、同意の撤回は、同意の日から〔2週間〕〔2か月〕（注1）が経過する日までにしなければならず、その期間が経過した後は同意を撤回することができない。

(2) 特別養子縁組の成立の審判手続の申立前における同意（注2）

養子となる者の父母が、特別養子縁組成立の審判の申立てがされる前であって子の出生から2か月が経過した日以後に、公的機関（注3）において、養親となる者を特定し、又は特定しないで同意をした場合には、同意の撤回は、同意の日から〔2週間〕〔2か月〕（注4）が経過する日までにしなければならず、その期間が経過した後は、同意の日から2年を経過する日までの間は、当該同意を撤回することができない。

- (3) 上記(1)又は(2)の方式以外の方式でされた同意の効力については、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】

養子となる者の父母が特別養子縁組の成立について同意をする場合には、上記(1)又は(2)のいずれかの方式によってしなければならず、それ以外の方式による同意は無効とする。

【乙案】

養子となる者の父母は、上記(1)又は(2)に掲げる方式以外の方式によっても特別養子縁組の成立について同意をすることができる。

（注1）同意を撤回することができる期間については今後更に検討される予定である。

（注2）仮に、後記3において【甲案】を採用する場合には、同(1)アの養子適格認容審判

を得た上で、養親候補者を定めることもできることになることから、(2)の方策を設ける必要性は低くなるものと考えられる。

(注3) 公的機関としては、これまでに、公証人、児童相談所長、家庭裁判所及び都道府県について検討がされた。今後、公的機関に対して求められる役割を明確にした上で、いずれの機関が実親の心理状態に配慮した上で同意の真摯性等を判断する能力を有しているか、制度的に中立性が担保された機関であるか等といった観点から、更に検討がされる予定である。

(注4) 同意を撤回することができる期間については今後更に検討される予定である。なお、この期間については、必ずしも(1)の方策における期間と同一である必要はないものと考えられる。

3 特別養子縁組の成立に係る規律の見直し

特別養子縁組の成立に係る規律について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案：特別養子縁組を2段階の審判によって成立させることとした上で、各段階について別個の申立てによる2個の事件でそれぞれ個別に審理する考え方】

(1) 養子適格の審判

ア 父母による子の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、実方の血族との親族関係が終了する縁組（特別養子縁組）をすることが子の利益のため特に必要があると認めるときは、家庭裁判所は、次のいずれかに掲げる場合に限り、養親となる者又は児童相談所長の申立てにより、その子を、特別養子縁組における養子となるべき者（以下「養子となるべき者」という。）とする審判（特別養子適格認容審判）をする。

一 父母が子について特別養子縁組を成立させることに同意している場合

二 父母がその意思を表示することができない場合

三 父母による虐待、悪意の遺棄その他子の利益を著しく害する事由がある場合（前2号に掲げる場合を除く。）

イ 上記アの審判は、子の出生から2か月が経過するまではすることができない。

ウ 養子となるべき者の親権者（民法第817条の3第2項ただし書に規定する他の一方を除く。）は、上記アの審判の確定の日から6か月が経過する日までの間は、養子となるべき者に対して親権を行使することができない（注1、2、3）。

エ 上記アの申立てを認容する審判については子の父母等（家事事件手続法第164条第8項第1号に定める者（注4））が、却下する審判については申立人が、それぞれ即時抗告をすることができる。

(2) 特別養子縁組の成立の審判

ア 家庭裁判所は、養親となる者と特別養子縁組をすることが養子となるべき者の利益になると認めるときは、養親となる者の申立てにより、養親となる者と養子となるべき者（上記(1)アの審判と同時にするとき

5

は、養子となるべき者であることが確定する前の者も含む。）との間の特別養子縁組を成立させる審判をする。

イ 上記アの申立ては、上記(1)アの審判の確定の日から6か月が経過する日までにしなければならない。

ウ 養親となる者が上記(1)アの申立てをするときは、上記(2)アの申立てを併せてしなければならない。

10

エ 上記アの申立てがあった場合には、養子となるべき者の親権者（民法第817条の3第2項ただし書に規定する他の一方を除く。）は、上記(1)ウの期間経過後も、その申立てに基づく手続が終了するまでの間は、養子となるべき者に対して親権を行使することができない。

15

オ 子の父母は、上記アの審判に係る手続に参加することができない。

カ 上記アの審判は、子の父母に告知することを要しない（注5）。

キ 上記アの審判を上記(1)アの審判と同時にした場合には、上記アの審判は、上記(1)アの審判が確定する日までは確定しない。

ク 上記アの審判を上記(1)アの審判と同時にした場合において、上記(1)アの審判が（上級審で）取り消されたとき又は申立人が上記(1)アの申立てを取り下げたときは、家庭裁判所は、職権で上記アの審判を取り消さなければならない。

20

ケ 上記アの申立てを認容する審判に対しては養子となるべき者（注6）が、却下する審判に対しては養親となる者が、それぞれ即時抗告をすることができる。

25

【乙案：特別養子縁組を2段階の審判によって成立させることとした上で、各段階について1個の申立てによる1個の事件の中で順次審理する考え方】

(1) 養子適格の審判

ア 特別養子縁組の成立の審判の申立てを受けた家庭裁判所は、父母による子の監護が著しく困難又は不適當であることその他特別の事情がある場合において、実方の血族との親族関係が終了する縁組（特別養子縁組）をすることが子の利益のため特に必要があると認めるときは、次のいずれかに掲げる場合に限り、その子を、特別養子縁組における養子となるべき者（養子となるべき者）とする審判（特別養子適格認容審判）をする。

30

35

一 父母が子について特別養子縁組を成立させることに同意している場合

二 父母がその意思を表示することができない場合

三 父母による虐待，悪意の遺棄その他子の利益を著しく害する事由がある場合（前2号に掲げる場合を除く。）

イ 特別養子縁組の成立の審判の申立ては，養親となる者に限ってすることができる。

5 ウ 上記アの審判は，子の出生から2か月が経過するまではすることができない。

エ 養子となるべき者の親権者（民法第817条の3第2項ただし書に規定する他の一方を除く。）は，上記アの申立てによる手続が終了するまでの間は，養子となるべき者に対して親権を行うことができない（注1，2，3）。

10

オ 子を養子となるべき者とする審判に対しては子の父母等（家事事件手続法第164条第8項第1号に定める者（注4））が，養子となるべき者としなない審判（申立てを却下する審判）に対しては養親となる者が，それぞれ即時抗告をすることができる。

15

(2) 特別養子縁組の成立の審判

ア 上記(1)アの家庭裁判所は，養親となる者と特別養子縁組をすることが養子となるべき者（上記(1)アの審判と同時にするときには，養子となるべき者であることが確定する前の者も含む。）の利益になると認めるときは，養親となる者と養子となるべき者との間の特別養子縁組を成立させる審判をする。

20

イ 子の父母は，上記アの審判に係る手続に参加することができない。

ウ 上記アの審判は，子の父母に告知することを要しない（注5）。

エ 上記アの審判を上記(1)アの審判と同時にした場合には，上記アの審判は，上記(1)アの審判が確定する日までは確定しない。

25

オ 上記アの審判を上記(1)アの審判と同時にした場合において，上記(1)アの審判が（上級審で）取り消されたときは，家庭裁判所は，職権で上記アの審判を取り消さなければならない。

カ 上記(1)アの申立てを認容する審判に対しては養子となるべき者（注6）が，却下する審判に対しては養親となる者が，それぞれ即時抗告をすることができる。

30

【丙案：特別養子縁組成立の要件については見直しを行わず，特別養子縁組の成立の審判手続において中間決定を利用することとする考え方】

ア 特別養子縁組の成立の審判の申立てを受けた家庭裁判所は，当該審判事件が裁判をするのに熟する前であっても，その時点において民法第817条の6ただし書に規定する場合又は民法第817条の7に規定する特別の事情がある場合であると認めるときは，そのことを確認する旨の中間決定をすることができる。

35

イ 上記アの中間決定をした家庭裁判所は，当該中間決定後に生じた事

情の変更を理由とする場合に限り、職権で、当該中間決定を取り消すことができる。

- 5 (注1) 1段階目の審判の確定後に新たにその子を認知した実父が、親権者となって、試験養育に干渉することを防止するために、養子となるべき者に対する親権行使を制限している期間中は、その子に対する認知を制限することも考えられる。
- (注2) 1段階目の審判がされたときに養子となるべき者の親権者であった者のみならず、その後に親権者変更、普通養子縁組等によって親権者となり得る全ての者の親権を制限する趣旨である。
- 10 (注3) 特別養子適格認容審判が確定すると、養子となるべき者に対して親権を行使する者がいなくなるため、未成年後見人が選任されることになるものと考えられる(民法第838条第1号)。未成年後見人は、同法第820条から第823条までに規定する事項について親権者と同一の権利義務を有することとされているが(同法第857条本文)、未成年後見人は親権者ではないため、未成年後見人の権限は何ら
- 15 制約されない。児童福祉法第33条の2第1項又は第47条第2項に基づく児童相談所長の親権行使が制限されないことも同様である。
- (注4) 養子となるべき者の父母、養子となるべき者に対し親権を行う者で養子となるべき者の父母でないもの、養子となるべき者の未成年後見人、養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人
- 20 (注5) 実親は2段階目の審判について即時抗告をすることはできないとしても、2段階目の審判によって実親子関係が終了するという重大な身分関係の変動が生ずることから、実親に対しても審判結果は通知するということも考えられる。
- (注6) 実際には、養子となるべき者の未成年後見人等が即時抗告をすることになるもの
- 25 と考えられる。